

○北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令

北海道警察本部訓令第7号

平成20年4月1日

改正 令和3年3月25日警察本部訓令第13号

北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令

(趣旨)

第1条 職員の自己啓発等休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)の承認の申請をしようとする職員は、自己啓発等休業承認申請書(別記第1号様式)を所属長を経由して北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に提出しなければならない。

2 警察本部長は、前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(自己啓発等休業をしている職員の職務復帰)

第4条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(報告)

第5条 北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成20年北海道条例第2号)

第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書(別記第2号様式)により所属長を経由して警察本部長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

附 則

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 北海道警察の事務の専決に関する訓令(昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1警務部長の項中「及び高齢者部分休業」を「、高齢者部分休業及び自己啓発等休業」に改める。

附 則(令和3年警察本部訓令第13号)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令、第2条の規定による改正前の北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令、第3条の規定による改正前の北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令、第4条の規定による改正前の北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令及び第5条の規定による改正前の北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令の規定に基づき作成された様式用紙は、この訓令の施行後も、なお当分の間これを使用することができる。

※ 別記様式省略